

ふれあい荘清掃委託業務（日常）仕様書

・ 日常清掃作業

- ① 作業時間については毎日午前 8 : 00～午後 5 : 00 まで（365 日）食事、休憩時間含む時間帯で作業する。
- ② 作業時間帯は、制服を着用し施設の清掃作業員だとわかるようにする。
- ③ 勤務の形態については、日常清掃作業仕様書によって行う。但し介護老人保健施設は、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」第 32 条の規定により、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととされている。したがって、その対策として、不特定多数の者を日替わりで勤務させることがないよう配慮すること。或いは、守秘義務を遵守、励行出来る者を人選して勤務させること。又、建築物環境衛生総合管理業の登録業者で、清掃作業従事者研修を受講し、各種社会保険に加入させ身分を保証した従業員に限る等の条件を必要とする。
- ④ 作業場所については、付属図面の通りで全館、適切な作業方法、回数で、作業時間帯は、施設管理者と打合せをして行い、利用者に不快感を与えない。
 - トイレ清掃は（床面、壁面、衛生陶器等）毎日洗剤使用で水洗いをする。特に床面は水分が残らないように十分にふき取る。小便器については臭いが出ないように、毎回トラップ回りを特に注意して行い、大便器も同様に清潔に維持すること。又、入居者が利用するトイレについては、頻繁に巡回清掃を行い、清潔に維持管理すること。
 - 療養室については、利用者の健康面に注意して作業し、衛生陶器等も絶えず巡回清掃を行い、清潔に維持管理すること。
 - 浴室清掃は、使用後に毎回清掃する。但し（日曜日は使用しないので除いても良い）浴槽については水を抜いたときに週に 1 回程度、清掃する。
 - 1 階の外回り、中庭、屋上、2 階ベランダ等は適時清掃、玄関回りは毎日する。
- ⑤ 施設管理者から作業の不備及び、急な作業指示があれば、速やかに指示に従うこと。

- ⑥ 清掃道具、洗剤、その他の必需品は業者負担とする。
- ⑦ 消耗品等は、各場所に適時補給する。(トイレットペーパー、手洗い用水石鹸等ふれあい荘で用意する)
- ⑧ 室内から出る、不燃物・可燃物ゴミ等は、分別収集して所定のゴミ置場に持っていく。(ゴミ袋はふれあい荘が用意する)
- ⑨ その他不明な点は、双方で協議して良心的に業務を遂行する。
- ⑩ 作業場所は 1・2 階で(事務室、施設長室、1・2 階サービスステーション、厨房、機械室、倉庫等は作業場所から除く)作業の床面積は合計約 2190 m²。
(屋上、ベランダ、駐車場等は面積に含んでいない)
- | | |
|---------------|--------------------|
| ・ 1・2 階療養室 | 780 m ² |
| ・ 1・2 階廊下、階段等 | 840 m ² |
| ・ 大・小会議室 | 60 m ² |
| ・ 2 階浴室関係 | 110 m ² |
| ・ 2 階機能回復訓練室 | 75 m ² |
| ・ その他約 | 325 m ² |
| ・ 屋上、ベランダ等 | 450 m ² |
| ・ 駐車場等は現場確認 | |
- ※ 図面参考、不明な点は現場で確認すること。
- ⑪ 契約の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年とする。

※ 日常清掃において数量等に誤差が生じても、図面の通り作業する。

※ 作業日誌を作成すること。また、日常清掃業務報告書を提出すること。

ふれあい荘清掃委託業務（定期）仕様書

・定期清掃（ワックス掛け作業）

- ① 床磨き機等、専用道具、洗剤等を用いて、床面を洗浄して乾燥させ、ワックスを塗布後、もう一度乾燥させ、ワックスを重ね2回塗りとする。
- ② 普通の洗浄で取れない汚れは、剥離洗浄をする。
- ③ 療養室は、備品類等移動出来る物は、すべて片付けて作業する。その他の場所についても同様に作業する。
- ④ 作業日は土・日・祝日とし、事前に施設管理者に作業予定表を提出して許可を受けること。
- ⑤ 作業時間は8：00～17：00までの間とし、利用者に注意して作業する。
- ⑥ 作業終了後は完成報告書（写真）を提出すること。
- ⑦ 使用するワックス、洗剤等は、中級品以上で環境ホルモンの使用していない製品を使用すること。又、メーカー名及び品名を記載すること。
- ⑧ 作業場所及び床面積、年間作業回数等
 - ・ 1階（事務室、ナースステーション、療養室等） 620 m² 年間1回
 - ・ 1階（廊下、階段、便所等） 510 m² 年間1回
 - ・ 2階（ナースステーション、訓練室、療養室等） 420 m² 年間1回
 - ・ 2階（デイルーム、廊下、階段、便所等） 540 m² 年間1回※ 図面参考

・定期清掃（ガラス、サッシ、網戸清掃作業）

- ① ガラス清掃は、ガラス面を（裏・表）専用道具、洗剤等を用いて、ふきあげる。
- ② サッシについては、溝等含む、枠全体の汚れを取り、ふきあげる。
- ③ 網戸については、取り外して洗い、乾燥後元の場所に取り付け調整すること。

- ④ ガラス回りの蜘蛛の巣等は、取り除くこと。特に軒天等は全館取り除くこと。
(取れにくい材質なので高圧洗浄機使用水洗い可)
- ⑤ 作業日は平日とし(事務所等は土.日)事前に施設管理者に作業予定表を提出し、許可を受けること。
- ⑥ 作業時間は8:00~17:00までの間とし、利用者に注意して作業する。
- ⑦ 作業終了後は完成報告書(写真)を提出すること。
- ⑨ 使用する洗剤等は、中級品以上で環境ホルモンの使用していない製品を使用すること。又、メーカー名及び品名を記載すること。
- ⑩ 作業場所及び面積、年間作業回数等
- | | | | |
|-----------------------|--------|--------------------|-----|
| ・ ガラス、サッシ清掃(蜘蛛の巣取り含む) | 1・2階全部 | 330 m ² | 年1回 |
| ・ 網戸清掃 | 1・2階全部 | 127 枚 | 年1回 |
- ⑫ 契約の期間は、2025年4月1日から2028年3月31日までの3年とする。

※ 図面参考

※ 定期清掃において数量等に誤差が生じても、図面の通り作業する。